愛媛県保健医療対策協議会医師確保部会　傍聴要領

1　会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議開始時刻の５分前までに会場の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って入室してください。(受付は、会議開始時刻の 30 分前から行います。)

また、体調の優れない方又は発熱等の症状がある方は、御欠席ください。

2　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

(1)　会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。

(2)　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(3)　会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、部会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(4)　その他、会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3　会議の秩序の維持

(1)　会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。

(2)　会議を傍聴する方が、２の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。